



お知らせ コーナー

裁判員年齢の 引き下げについて

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳及び19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになりました。しかし、変わるのはいずれだけではありません。令和5年から18歳及び19歳の方も裁判員に選ばれる可能性がります。

令和5年に裁判員に選ばれる可能性がある方には、令和4年11月頃に、裁判員候補者名簿に記載されたことをご知らせする連絡が送付されます。令和5年1月以降、裁判の6〜8週間前までに、選任手続期日をお知らせし、当日ご出席した方の中から、くじで裁判員6名を選任します。

なお、裁判員候補者に選ばれた場合でも、学生であること理由に裁判員を辞退することも可能です。

実際に経験した多くの方が、貴重な機会との感想を述べています。候補者に選ばれた方は、ぜひ積極的な参加をお願いします。

※お問い合わせ先

函館簡易裁判所

TEL 0138-38-2340

函館家庭裁判所

TEL 0138-38-2350

調停手続制度について

令和4年10月、調停制度は発足100周年を迎えます。

調停とは、裁判所がお互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続です。調停には、お金の貸し借り、交通事故、お隣の騒音などの問題を扱う民事調停と、離婚、養育費、遺産分割などの家庭の問題を扱う家事調停があります。

手続が簡単、費用が安い、判決と同じ効果、秘密が守られるなどの利点がある調停の利用をぜひご検討ください。

詳しくは、お近くの裁判所にお気軽に電話でお尋ねください。また、ウェブサイトでも「裁判所 民事調停」または「裁判所 家事調停」で検索できます。

※お問い合わせ先

函館簡易裁判所

TEL 0138-38-2340

函館家庭裁判所

TEL 0138-38-2350



第32回公証週間について

令和4年10月1日から10月7日までが公証週間です。

公証週間は、遺言、任意後見契約、尊厳死宣言をはじめ、債務弁済契約や離婚時における養育費支払契約、年金分割合意等を公証証書として作成するなど、住民の皆さんと密接な関係がある制度です。

日本公証人連合会では公証週間の期間中、電話無料相談を開設いたしますので、お気軽にご相談ください。

○電話番号

03-3502-8239

○相談時間

午前9時30分から午後4時30分まで

※正午から午後1時までを除く

※お問い合わせ先

函館公証人合同役場

TEL 0138-22-5661



不審電話にご注意ください

最近、渡島総合振興局や渡島保健所職員を名乗る人物から、不審電話があるとの情報が寄せられています。内容は、「血液検査の有無を尋ねる」「家族がクラミジア（またはその他の性病）に罹っているので治療が必要」など、家族構成や個人情報聞き出すとするものです。

渡島保健所では、このような電話をすることは一切ありません。このような電話があった場合は、相手にすることなく電話を切ってください。

※お問い合わせ先

北海道渡島保健所企画総務課

TEL 0138-47-9524

